

# 北高森自治会役員の任務等を定める細則

最近改正 平成 29 年 2 月 4 日

(総則)

第 1 条 北高森自治会（以下「自治会」という。）の役員の任務及び理事会の組織は、この細則の定めるところによる。

(理事会の組織及び理事の任務)

第 2 条 理事の組織及び任務は、次の各号に定めるところによる。

(1) 会長

自治会の業務の統括

(2) 副会長

ア 会長を補佐して自治会の業務の執行を分担し、会長に事故があるときは、あらかじめ会長の定めた順序に従った職務を代行

イ 自治会の衛生委員及び伊勢原市廃棄物減量等推進員

(3) 会計部

自治会会計を運営管理

(4) 広報部

ア 自治会運営に係る情報の広報・公聴

イ 回覧等の配布

(5) 文化部

盆踊り、運動会、敬老会その他地域活動の企画立案

(6) 衛生部（副会長兼務）

ア 廃棄物減量等を推進に伴う、ごみの持出し指導・啓発

イ 市民総ぐるみ大清掃等地域清掃活動の指導

ウ ねずみ駆除剤の配布・散布指導

(7) 防犯防災部

ア 警察署との連携による犯罪防止広報・指導

イ 防犯パトロールの企画立案

ウ 火災予防の広報・指導

エ 自主防災会と連携した防災活動及び防災訓練の企画立案

(8) 児童館管理部

ア 児童館の利用申込の受付、鍵の保管及び貸出

イ 児童館の清掃

ウ その他児童館の管理に関する全ての事項

2 各地区から選出された理事は、それぞれの地区の諸活動に対して協力及び助言を行うものとする。

(会計監事の任務)

第3条 会計監事の任務は、自治会収支決算書の監査を行い、その結果を総会において報告するものとする。

(地区委員の任務)

第4条 地区委員の任務は、次の各号に定めるところによる。

- (1) 回覧物及び配布物の取りまとめ
- (2) 自治会費集金
- (3) 盆踊の模擬店への協力
- (4) 問題発生時の理事への連絡
- (5) 訃報時の対応
- (6) 防犯灯機能不良時等の報告
- (7) 衛生委員との連携によるごみステーションの整備及び異常時の連絡
- (8) 自主防災会規約に定める地区班長としての防災活動
- (9) 地区内の取りまとめ及び自治会活動への協力
- (10) その他自治会長との協議による事項

(委任)

第5条 この細則に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附則

(施行期日)

この細則は、平成29年2月4日から施行する。

(細則の名称変更、会計監事の任務及び地区委員の任務等を追記し、自治会規約細則を全部改正)